

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
2月9日（火）	危機管理政策課	088-621-2713	勝間・土井

## 危機管理対策本部会議の開催結果について

以下のとおり、危機管理対策本部会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和3年2月9日（火）9:30～9:40
- 2 場 所：万代庁舎3階 特別会議室
- 3 出席者：知事，副知事，政策監，県警本部長，各部局長など 計19名
- 4 協議概要：県内における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について（県内2例目）

### ■農林水産部から報告

#### ○農場の概要

所在地：美馬市

飼養状況：肉用鶏（約8,000羽）

#### ○確認の経過

- (1) 2月8日（月），西部家畜保健衛生所が通報を受け，立入り検査を実施。
- (2) 同日，西部家畜保健衛生所の簡易検査により，A型インフルエンザ陽性を確認。
- (3) 本日，徳島家畜保健衛生所の遺伝子検査（PCR検査）により陽性を確認。  
この結果を農林水産省に送付したところ，  
高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であると確認された。

#### ○防疫措置

- (1) 発生農場：作業拠点の設置、人員の配置を完了。  
飼養鶏の殺処分，農場消毒など防疫措置の準備を整えている。
- (2) 周辺農場：移動制限（3km以内），搬出制限（10km）について，  
準備を進めている。
- (3) 発生状況確認検査：移動制限区域内の全ての農場において検査を実施する。
- (4) 消毒ポイント：制限区域境界付近の主要道路7箇所に消毒ポイントを設置する。

#### ○野鳥の監視・検査

- (1) 本日も，環境省が発生農場半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定する予定。  
「日本野鳥の会徳島県支部」と連携し，区域内的の野鳥の生息状況調査を行う。  
また，県職員による死亡野鳥の巡回監視も行う。
- (2) 県下全域についても，ホームページ等を通じて，死亡野鳥発見時の対応について，  
注意喚起を行う。

### ■危機管理環境部から報告

#### ○防疫措置に関する動員

- ・第1陣の72名については，順次発生農場に到着し準備を整えているところ。
- ・第2陣，第3陣の各50名についても，現場に向かう体制を整えている。
- ・食鳥肉の安全確保に関して，昨日2月8日（月）は県内の食鳥処理場において，  
当該農場からの搬入が無かったことを確認済。

#### ○食鳥対策

- ・各食鳥処理場に対して，

- 「搬入予定の農家の死亡鶏や異常鶏の状況確認を徹底すること」,
- 「搬入車両, 施設などの消毒を徹底すること」,
- 「異常鶏を確認した際には, 迅速に通報すること」を指導しているところ。
- ・徳島県獣医師会食鳥検査センターに対しては,  
「出荷状況報告書の確認を徹底すること」  
「生鳥や異常鶏に対する簡易検査の実施を徹底すること」を指示している。
- ・なお, 直近1週間において異常鶏はいなかったとの報告を受けている。
- ・食鳥肉や鶏卵の安全性について, 県ホームページにおいて,  
「鳥インフルエンザに感染した鶏の肉や卵は市場に出回らないこと」,  
「食鳥肉や鶏卵を食べることで鳥インフルエンザに感染しないこと」  
を周知している。

■知事から次のとおり, 各部局に指示

- 直ちに, 当該農場の「飼育鶏の殺処分」や「鶏舎の消毒」など, 防疫措置について, 着手すること。  
特に殺処分にあたっては, 「泡殺鳥機」も活用し, 迅速に行うこと。
- 当該農場から半径3kmの「移動制限区域」, 半径10kmの「搬出制限区域」を設定し, 「家きん」や「卵」などの移動・搬出を制限するとともに,  
「移動・搬出制限区域」の主要道路沿いに「消毒ポイント」を7カ所設置し,  
養鶏関係車両の消毒を24時間体制で実施し, ウイルス拡散防止に努めること。
- 「家きんの肉や卵を食べることで鳥インフルエンザに感染した事例はない」ことを県民の皆様に周知するとともに, 冷静な対応をしっかりと促すこと。

以上, 全庁を挙げた体制はもとより, 地元美馬市や国, 協定締結団体と緊密に連携し, 速やかな防疫処理を実施すること。

また, 原因の究明についても国とともに実施し, 今後の対策に活かすこと。